

令和7(2025)年度食品表示合同監視調査の結果について(概要)

食品の表示は、消費者が食品の内容を正しく理解し選択するための重要な情報源であり、食の安全及び信頼性の確保に重要な役割を担っています。

このため、県では「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画(4期計画)」に基づき、食品関連事業者等に対して、栃木県食品表示適正化強化月間(8月及び12月)を含めた7月から1月までの期間中は計画的な巡回指導を強化し、適正な食品表示の推進に携わる関係機関が合同で食品表示に係る監視指導を集中的に実施することにより不適正な表示の食品を市場から排除するとともに、表示の適正化に努めました。

今般、令和7(2025)年4月から令和8(2026)年3月までに実施した合同監視の調査結果がまとまりましたので、以下のとおりお知らせします。

1 調査概要

- (1) 調査期間 令和7(2025)年4月1日～令和8(2026)年3月31日
- (2) 関係機関
県：保健福祉部医薬・生活衛生課、各健康福祉センター
市：宇都宮市保健所
- (3) 調査方法
「令和7(2025)年度食品表示適正化強化月間合同監視実施マニュアル」のとおり
- (4) 調査回数 16回
- (5) 調査施設数 48施設
県西：6施設、県東：6施設、県南：9施設、県北：15施設、安足：6施設、宇都宮市：6施設

2 調査結果

調査の結果、偽装表示等の重大な違反は確認されませんでした。

なお、関係事業者に対し、一括表示の欠落やアレルギー表示の欠落又は誤記等については、商品の撤去等を指導したほか、食品表示の記載漏れ等の軽微な不適事項については、口頭により改善を指導しました。

【主な不適事項】(調査を実施した施設の内30%以上の施設に指摘があった事項)

- (1) 食品表示法
 - 品質事項
 - ・原産地(原料原産地名を含む)の表示の欠落又は誤記(38施設 79%)
 - ・原材料名の表示の欠落又は誤記(29施設 60%)
 - ・食品分類毎の表示基準に基づく表示の欠落又は誤記(21施設 44%)
 - ・名称の表示の欠落又は誤記(18施設 38%)
 - ・内容量の表示の欠落又は誤記(18施設 38%)
 - 衛生事項
 - ・食品添加物の表示の欠落又は誤記(34施設 71%)
 - ・食物アレルギーの表示の欠落又は誤記(33施設 69%)
 - ・製造(加工)者氏名、製造(加工)所所在地の表示の欠落又は誤記(29施設 60%)
 - ・消費期限又は賞味期限の表示の欠落又は誤記(22施設 46%)
 - ・保存方法の表示の欠落又は誤記(22施設 46%)
 - 保健事項
 - ・栄養成分表示の欠落(28施設 58%)
 - ・栄養成分表示の誤記(26施設 54%)
- (2) 健康増進法
 - ・健康増進に関する虚偽・誇大表示(16施設 33%)